

世代を紡ぐ 道しるべ

⑦

中島敏

（元海上保安官のひとりごと）

平成25（2013）年7月、中国の複数の海上法執行機関が統合後、初めて尖閣領海内に侵入しました。十一管本部長に着任した年の出来事です。

尖閣諸島が日本固有の領土であることは、歴史的にも国際法上も明らかであり、現に我が国はこれを有効に支配しています。従って、尖閣諸島をめぐる解決しなければならぬ領有権

安部辺防海警、農業部漁政及び海関総署海上密輸取締警察の部隊を統合整理の上、国家海洋局を再編し国土資源部が管理、また、海上における権益擁護法執行は中国海警局の名義で実施し公安部の業務指導を受け

しく異なる脅威とはとらえていませんでした。

組織文化の異なる海上法執行機関の統合で、直ちに現場勢力を適切に運用できるかは疑問。指揮命令機能、船隊運用技能、船長の功名心等、組織の意志では

え、不測の事態が生じぬよう細心の注意を払いつつ万全を期すようにとの指示を強調していたと記憶しています。

本年2月1日、中国海警法が施行されました。これは12年の海洋強国建設方針

海警船の大型化、武装化、増強など新たなステージとなり、状況は厳しさを増しています。

海保に求められるべき役割は、警察活動としての「盾」。軍事的な「矛」ではありません。重要なことは、盾が破られぬよう相手を上回る勢力で対応しつつ、現場の肌感覚でしかと

尖閣 海保の役割

るということになりました。

2012年秋に開催された第18回中国共産党大会で、当時の胡錦濤総書記が海洋強国を建設する方針を打ち出し、翌年3月の全国人民代表大会（国会に相当）で国務院の機構改革が採択、国家海洋局海監、公

なく、現場の中国公船自体の運用等が要因で起きる突発的な不測の事態発生のおそれがある。最大の関心事として、現場の巡視船に対しては、法執行機関として、国際法や国内法に基づき、冷静にかつ毅然と対応するとの基本方針に加

はありません。うがった見方ながら、ようやく中国公船自体が法律に羈束され、組織のコントロール下に置かれたとも言え、中国公船の一挙手一投足は組織の意志ということになります。

重大な決断に適切に寄与できるものと思います。（第44代海上保安庁長官）